

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、公の施設の性質若しくは目的又は整備の手法に照らして特定の法人その他の団体に管理を行わせる必要がある次の各号に掲げる公の施設を除き」及び各号を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、公の施設の性質若しくは目的又は整備の手法に照らして、公募しない公の施設を別に定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。